

はくじゅ訪問入浴介護事業所

指定訪問入浴介護及び指定介護予防訪問入浴介護重要事項説明書

利用料金

(1) 利用料

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、介護保険負担割合証に応じた割合の利用料となります。ただし、介護保険等の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

【訪問入浴介護基本料金】

	利用料金	1割負担	2割負担	3割負担
看護職員1名、介護職員2名で行う介助	12,660円/回	1,266円/回	2,532円/回	3,798円/回
介護職員3名で行う介助	上記料金の95/100が利用料になります。			
清拭又は部分浴の場合	上記料金の90/100が利用料になります。			

【介護予防訪問入浴介護基本料金】

	利用料金	1割負担	2割負担	3割負担
看護職員1名、介護職員1名で行う介助	8,560円/回	856円/回	1,712円/回	2,568円/回
介護職員2名で行う介助	上記料金の95/100が利用料になります。			
清拭又は部分浴の場合	上記料金の90/100が利用料になります。			

【加算】

加算内容	1割	2割	3割
初回加算	200円	400円	600円
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	所定単位の10.0%を乗じた額		
サービス提供体制加算Ⅰ	44円	88円	132円
看取り連携体制加算	64円	128円	192円

(2) 交通費

指定訪問入浴介護及び指定介護予防訪問入浴介護に要した交通費は無料です。

(3) その他

① 利用者の住まいで、サービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気等の費用は利用者のご負担となります。

②料金の支払方法

料金は1ヶ月ごとに計算し、翌月10日までに請求いたします。お支払方法は、口座引き落としまたは事務室窓口でお支払いください。お支払い後は領収書を発行いたします。

はくじゅ訪問入浴介護事業所

指定訪問入浴介護及び指定介護予防訪問入浴介護運営規程

(事業の目的)

第1条 この事業所が行う指定訪問入浴介護及び指定介護予防訪問入浴介護（以下、「指定訪問入浴介護等」という）の事業は、要介護状態及び要支援状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の援助を行うことによって、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第2条 運営の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定訪問入浴介護等は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、利用者の状態に応じて、適切に行うものとする。
- (2) 事業者自らその提供する指定訪問入浴介護等の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
- (3) 指定訪問入浴介護等の提供に当たっては、常に利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、必要なサービスを適切に提供する。
- (4) 指定訪問入浴介護等の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- (5) 指定訪問入浴介護等の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
- (6) 指定訪問入浴介護等の提供は、1回の訪問につき、看護職員1人及び介護職員2人（指定介護予防訪問入浴介護においては介護職員1人）をもって行うものとし、これらの者のうち1人を当該サービスの提供の責任者とする。ただし、利用者の身体の状況が安定していること等から、入浴により利用者の身体の状況等に支障を生ずるおそれがないと認められる場合においては、主治医の意見を確認した上で、看護職員に代えて介護職員を当てることができる。
- (7) 指定訪問入浴介護等の提供に当たっては、サービスの提供に用いる設備、器具その他の用品の使用に際して安全及び清潔の保持に留意し、特に利用者の身体に接触する設備、器具その他の用品については、サービスの提供ごとに消毒したものを使用する。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 この事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 はくじゅ訪問入浴介護事業所
- (2) 所在地 八戸市大字市川町字上大谷地 13-2

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 この事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、介護従業者の管理及び業務の管理を行うとともに自らも指定訪問入浴介護等の提供に当たる。
- (2) 看護職員（看護師又は准看護師） 1名以上、必要人員を配置
看護職員は、指定訪問入浴介護等の提供に当たる。
- (3) 介護職員 2名以上、必要人員を配置
介護職員は、指定訪問入浴介護等の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から日曜日までとする。
- (2) 営業時間 午前8時から午後5時までとする。

(指定訪問入浴介護等の内容)

第6条 指定訪問入浴介護等の内容は、次のとおりとする。

介護用浴槽にて、お湯を持参し、看護職員1名、介護職員2名（介護職員3名の場合もあり）にて入浴の援助を行う。

指定介護予防訪問入浴介護の場合は、看護職員1名、介護職員1名（介護職員2名の場合もあり）にて入浴の援助を行う。

- (1) 入浴前後の健康チェック（体温・血圧等の測定及び健康状態の観察）
※体調に変化のある場合、必要に応じて部分浴・清拭に変更し、状況によっては中止とする。
- (2) 医師の指示による処置等の実施
- (3) 利用者又はその家族に対する適切な相談及び助言

(利用料その他の費用の額)

第7条 指定訪問入浴介護等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問入浴介護等が法定受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に応じた割合の額とする。

- 2 指定訪問入浴介護等に要した交通費は、無料とする。

- 3 通常の事業実施地域以外の居宅において指定訪問入浴介護等を行う場合は、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、提供するサービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(通常の事業実施地域)

第8条 通常の事業実施地域は、八戸市、おいらせ町、五戸町の区域とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第9条 サービスの利用に当たって利用者が留意すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 入浴 30 分前には食事の摂取をしない。
- (2) 寒い季節には事前に室内を温めておく。
- (3) 医師から入浴時の注意事項や処置等に関する指示がある場合は事業者へ知らせる。

(虐待防止に関する事項)

第10条 当事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - (3) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 当事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(緊急時等における対応方法)

第11条 指定訪問入浴介護等の提供に当たる従業者は、現に指定訪問入浴介護等の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(その他運営に関する重要事項)

第12条 指定訪問入浴介護等の提供に当たる全ての訪問入浴介護従事者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために、次のとおり研修の機会を設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2) 継続研修 年6回
- (3) サービスの提供内容改善のための検討会議 適宜実施

- 2 事業所はすべての従業員に対し、健康診断等を定期的実施するとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努め、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、必要な措置を講じるものとする。
- 3 従業員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 4 従業員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、従業員でなくなった後においてもこれらの者の秘密を保持すべき旨を従業員との雇用契約の内容とするものとする。
- 5 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 6 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 7 この規程に定めるもののほか、この事業所の運営に関する事項は、公益財団法人シルバーリハビリテーション協会理事長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

はくじゅ訪問入浴介護事業所

指定訪問入浴介護及び指定介護予防訪問入浴介護重要事項説明書

令和6年7月1日改定

1 はくじゅ訪問入浴介護事業所の概要

(1) 提供できる居宅サービスの種類と地域

事業所名	はくじゅ訪問入浴介護事業所
所在地	八戸市大字市川町字上大谷地 13-2
電話番号	0178-32-0035
FAX番号	0178-52-5552
事業所番号	訪問入浴介護 (指定事業所番号 0270300783)
	介護予防訪問入浴介護 (指定事業所番号 0270300783)
サービスを提供できる地域	八戸市、おいらせ町、五戸町
サービスの提供時間帯	月～日曜日 午前8時～午後5時

※上記地域以外にお住まいの方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 当事業所の職員体制

職名	資格	員数	兼務の別	業務内容
管理者	介護福祉士	1名	あり	介護従業者及び業務管理を行うとともに自らも訪問入浴の提供に当たります。
看護職員	看護師	2名	なし	訪問入浴の提供に当たります。
		1名	あり	
介護職員	介護福祉士	1名	なし	
		1名	あり	
合計		6名	—	—
勤務時間		午前8時～午後5時		

2 当事業所の訪問入浴の特徴等

(1) 運営の方針

- ①指定訪問入浴介護及び指定介護予防訪問入浴介護は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、利用者の状態に応じて、適切に行うものとします。
- ②指定訪問入浴介護及び指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、常に利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、必要なサービスを適切に提供します。
- ③指定訪問入浴介護及び指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、市町村、在宅介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、各種サービス事業者との連携を図り、サービスの提供に努めます。

(2) サービス利用のために

事項	備考
介護従事者の変更	変更を希望される方はお申し出ください。
従業員への研修の実施	介護従業者の資質向上のため、年6回研修会を実施しています。
サービスマニュアル	サービスマニュアルに添った適切なサービスを提供します。
サービスの質の確保	サービスの提供内容改善のため、検討会議を適宜実施しています。

3 サービスの内容

【訪問入浴介護】

介護用浴槽を使用して、看護職員 1 名、介護職員 2 名（介護職員 3 名の場合もあり）によって入浴の援助を行います。

(1) 入浴前後の健康チェック（体温・血圧等の測定及び健康状態の観察）

※体調に変化のある場合、必要に応じて部分浴・清拭に変更し、状況によっては中止します。

(2) 医師の指示による処置等を実施します。

(3) 利用者又はその家族に対する適切な相談及び助言を行います。

【介護予防訪問入浴介護】

介護用浴槽を使用して、看護職員 1 名、介護職員 1 名（介護職員 2 名の場合もあり）にて入浴の援助を行います。

(1)～(3)は上記訪問入浴介護に同じ。

4 利用料金

(1) 利用料

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、介護保険負担割合証に応じた割合の利用料となります。ただし、介護保険等の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

【訪問入浴介護基本料金】

	利用料金	1割負担	2割負担	3割負担
看護職員 1 名、介護職員 2 名で行う介助	12,660 円/回	1,266 円/回	2,532 円/回	3,798 円/回
介護職員 3 名で行う介助	上記料金の 95/100 が利用料になります。			
清拭又は部分浴の場合	上記料金の 90/100 が利用料になります。			

【介護予防訪問入浴介護基本料金】

	利用料金	1割負担	2割負担	3割負担
看護職員 1 名、介護職員 1 名で行う介助	8,560 円/回	856 円/回	1,712 円/回	2,568 円/回
介護職員 2 名で行う介助	上記料金の 95/100 が利用料になります。			
清拭又は部分浴の場合	上記料金の 90/100 が利用料になります。			

【加算】

加算内容	1割	2割	3割
初回加算	200 円	400 円	600 円
介護職員等処遇改善加算 I	所定単位の 10.0% を乗じた額		
サービス提供体制加算 I	44 円	88 円	132 円
看取り連携体制加算	64 円	128 円	192 円

(2) 交通費

指定訪問入浴介護及び指定介護予防訪問入浴介護に要した交通費は無料です。

(3) その他

① 利用者の住まいで、サービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気等の費用は利用者のご負担となります。

②料金の支払方法

料金は1ヶ月ごとに計算し、翌月10日までに請求いたします。お支払方法は、口座引き落としまたは事務室窓口でお支払いください。お支払い後は領収書を発行いたします。

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当事業所の職員がお伺いいたします。

※ 居宅サービス計画（ケアプラン）又は、介護予防サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービスの終了

①利用者のご都合でサービスを終了する場合サービスの終了を希望する日の1週間前までにお申し出ください。

②当事業所の都合でサービスを終了する場合人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございますが、その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知します。

③自動終了（以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。）

- ・ 利用者が介護保険施設に入所した場合。
- ・ 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護状態区分等が、非該当（自立）と認定された場合 ※この場合、条件を変更して再度契約することができます。
- ・ 利用者が亡くなられた場合。

④その他

利用者やご家族などが当事業所や当事業所のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

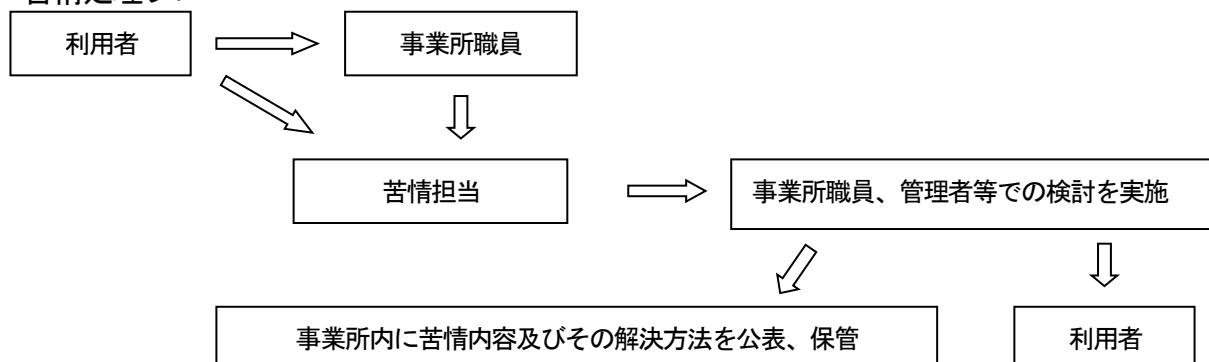
6 サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所の利用者相談・苦情窓口

担当者	管理者	清水 憲一
電話	0178-32-0035	FAX 0178-52-5552
受付日・時間	年中・午前8時～午後5時	

(2) 苦情処理体制

苦情処理フロー



(3) その他

当事業所以外に、お住まいの市町村及び青森県国民健康保険団体連合の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

- ①八戸市介護保険課 0178-43-9292
- ②おいらせ町保健福祉課 0178-56-2111 (内線277)
- ③五戸町介護保険課 0178-62-2111 (内線260)
- ④青森県国民健康保険団体連合会(苦情処理委員会) 017-723-1336

7 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、ご家族、介護支援専門員等へ連絡をいたします。

主治医	氏名			
	連絡先		電話番号	
協力機関	機関名称	メイカコート八戸西病院 院長 武者晃永	電話番号	0178-28-4000
		シルバークリニック 院長 井岡真基	電話番号	0178-28-4688
ご家族	氏名	続柄	電話番号	

8 事故発生時の対応

サービスの提供中に事故が発生した場合は、利用者に対し応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに利用者がお住まいの市町村、ご家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行います。また、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

なお、当事業所の介護サービスにより、利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。(当事業所は損害賠償保険契約を結んでおります。)

9 秘密の保持について

- (1) 当該事業所の従事者は、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者及びご家族の秘密を漏らしません。
- (2) 当該事業所の従業者であった者は、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者及びご家族の秘密を漏らしません。
- (3) 事業者では、利用者の医療上緊急の必要がある場合又はサービス担当者会議等で必要がある場合に限り、あらかじめ文書による同意を得た上で、必要な範囲内で利用者又はご家族の個人情報を用います。
- (4) 介護サービスや業務運営の維持・改善のための基本資料等で必要がある場合に限り個人情報を用います。
- (5) 個人情報を取り扱う業務の一部を外部委託することがあります。